

(木材供給者側)

氏名	川喜多 進(SUSUMU KAWAKITA)
職名	専務理事(Executive Director)
団体名	日本合板工業組合連合会 Japan Plywood Manufacturers' Association (JPMA)

I 団体概要 Brief introduction of the organization

1) 設立

1965年7月(中小企業団体法に基づく全国的な商工組合連合会)

2) 本会の目的

日本の合板産業の発展のため、合板に係る、製造技術の研究・開発、需要拡大、情報の収集・提供等の事業を実施し、会員及び組合員の経営の安定と合理化を図る。

3) 連合会の構成

当連合会は、全国を4地区に分けた4合板工業組合(東北、東京、中日本、西日本)。組合員は、31企業で35工場:我が国合板生産量(約250万m³)の約90%を担う。(2012年7月現在)

4) 主な活動

合板統計の作成、国産合板の普及、新製品の開発、違法伐採対策等環境対策の実施等

II 合法木材に関する活動内容の概要と拡がり Outline Goho-wood activities

1) 「林野庁ガイドライン」に基づき、2006年3月に、「違法伐採対策に関する自主的行動規範」及び「合法性等の証明に係る事業者認定実施要領」を制定。

2) 認定事業体(日合連の組合員等)は、2012年8月1日現在、26企業で36工場。

3) 合法木材の供給量の推移

・合板製造用原木の入荷量の推移(単位:千m³)

区分	原木の入荷量(A)	うち合法証明のされたもの(B)	(B)/(A)%
2007年度	4,808	1,706	35%
2008年度	3,195	1,856	58%
2009年度	2,834	2,079	73%
2010年度	3,426	2,568	75%
2011年度	3,363	2,207	66%

(注) 2010年度は、平成2011年3月の東日本大震災のため、被災企業の数値が含まれていない。

(出典) 日本合板工業組合連合会の集計値。

・合板製造用原木における国産材利用の推移

(単位；千 m3)

区 分	原木の 入荷量(A)	うち国産材(B)	(B)/(A)%
2000年度	5,401	138	3%
2005年度	4,636	863	19%
2010年度	3,811	2,490	65%
2011年度	3,858	2,524	65%

(注) 日本合板工業組合連合会
以外の企業分を含む。

(出典) 農林水産省統計

・国産合板の出荷量の推移 (表)

(単位；千 m3)

区 分	製品の 出荷量(A)	うち合法証明の されたもの(B)	(B)/(A)%
2007年度	2,572	147	6%
2008年度	2,079	425	20%
2009年度	2,092	472	23%
2010年度	2,412	405	17%
2011年度	2,264	414	18%

4) 普及活動

合法証明された国産合板のエコプロダクツ 2011 での展示等



III 信頼性確保のための活動 *Activities for credibility*

1) 広報活動

- ・日合連のホームページに、行動規範、実施要領、認定事業者名等を掲載

2) 研修、モニタリング等の実施

- ・認定事業者の幹部、分別・帳票管理責任者を対象に研修事業の実施

区分	研修受講者数	研修場所
2007年度	50 人	仙台・東京・名古屋・大阪
2008年度	37 人	
2009年度	34 人	
2010年度	28 人	
2011年度	46 人	仙台・東京・名古屋・島根

- ・毎年、3事業者程度を対象に、実施要領に基づき、モニタリングを実施している。日合連の本部職員が事業者を来訪し、責任者と面談を行い、原木及び合板の分別管理及び文書管理の実施状況を確認している。

IV 消費者サイドからの評価 *Evaluation from demand side*

- 1) 国土交通省による長期優良住宅の建設促進のための助成制度、公共建築物等木材利用促進法の基本計画の中で、合法性証明木材の利用促進が位置づけられことにより、グリーン購入法に基づく特定調達物品として始まった合法木材への関心が急速に広まっている。
- 2) 多くの都道府県が木材を利用した住宅に対して支援を実施しており、その条件として優良木材を認定する制度を設けているが、その認定要件に、林野庁ガイドラインによる合法性証明が条件となるケースが増えている。
- 3) 住宅や家具メーカーにおいて、環境対応型のエコ商品への志向が高まっており、原料調達方針の中で合法性が証明された木材が要求されるケースが多くなっている。
- 4) 以上を背景として、合法木材への関心が高まって来ているが、合法証明された合板の注文はまだ僅かである。（日合連としては、需用者からの要望がある、無しに係わらず、合法証明合板を出荷するよう指導している。）

V 今後の課題について Problems to be solved

1) 行政への要望

合法木材を使用することに対しインセンティブを付与（木材利用ポイント等）する施策を拡充して欲しい。

合法木材に統一マークを貼ることにより認知を拡げる仕組みを段階的につくる。

2) 輸入材等原木供給者等への要望

輸入、国産にかかわらず、合法証明された原木の供給促進。

3) 信頼性確保への課題

第三者機関による事務手続きの代行等による的確かつ効果的な分別、文書管理のシステム化の研究。